

日本アルジェリア協会会則

2009年3月27日設立総会にて承認
2011年6月10日定例総会にて改定
2019年6月 7日定例総会にて改定

第1章 名 称

第1条 本会は日本アルジェリア協会と称する。

第2章 目的・事業

第2条 本会は、日本とアルジェリアとの友好親善関係の増進および会員相互間の親睦の増進を目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

1. 日本・アルジェリア間の交流に関する情報の提供。
2. 日本・アルジェリア間の文化、学術、スポーツ等の交流に関する行事の実施または支援。
3. 在日アルジェリア大使館の協賛を得た会員相互の親睦を深める行事の開催。
4. 本会の目的に沿うその他の事業。

第3章 会 員

第4条 本会の趣旨に賛同する者は会員となることが出来る。会員は個人会員、団体会員の二種類とする。個人会員、団体会員は入会に際し、所定の会費を支払う。

第4章 退 会

第5条 本会の会員は、以下の場合退会とする。

1. 会員からの申し出があった場合。
2. 会費を3年以上納入しない場合。

第5章 役員等

第6条 本会の理事会は理事で構成され、以下の役員を互選する。

但し名誉会長は駐日アルジェリア特命全権大使がつとめる。

名誉会長：1名、会長：1名、専務理事(事務局長)：1名、会計担当理事1名、理事：若干名

第7条 理事は理事会の推薦により、本会の総会にて選出される。但し初代役員は、設立発起人一同の推薦により、設立総会にて選出される。

第8条 理事会の役員は次の職務をおこなう。
1、会長は本会を代表する。
2、専務理事(事務局長)は会長を補佐し、また理事会の運営を司り、他の理事の補佐を得て事務局の業務を執行する。
3、理事は本会の運営および本会の目的達成のため、会長を補佐して本会の業務を執行する。

第9条 理事会は理事からの提案にもとづき会長が招集し、本会の重要事項を審議する。

第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

第11条 本会は名誉顧問を置くことができる。

第6章 総会

第12条 定例総会は、年一回開催する。臨時総会は、会長が理事会の賛同を得て、これを開催する

第13条 総会は、年間活動計画及び収支決算を承認し、次年度活動方針及び次年度予算の承認を行う

第14条 総会は会員の3分の1以上の出席をもって成立する。決議は投票する個人会員の単純多数をもって決する。

委任状による出席および投票もみとめられる。本会の会員は総会の審議予定事項につき事前に通知される。

第7章 会費等

第15条 前4条の会費は1会計年度につき個人会員2000円。
法人会員1口10000円とする。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に開始し、翌年3月31日に終了する。

第8章 事務局

第17条 本会は事務局を 東京都目黒区三田2丁目10-67 在日アルジェリア大使館 におき、事務局の業務につき同大使館の協力を得る。